都市計画法施行規則第53条に関する事項について

都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の規定に基づき、施行者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供する措置を講じた事項は、下記のとおりです。

■第53条第1項に基づく都市計画事業の施行について周知させるための措置

如十具兩亩豐石升	第53条第1項に基づく掲載	
都市計画事業名称	掲載内容	
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線	別添1のとおり	
狭山都市計画道路事業 1・4・1号 首都圏中央連絡道路	別添2のとおり	
草加都市計画道路事業 1·3·2号 高速外環状道路	別添3のとおり	
宇都宮都市計画道路事業 1・5・1号 大谷スマートインターチェンジ上り線 1・5・2号 大谷スマートインターチェンジ上り線 7・7・101号 大谷スマートインターチェンジ側道 1号線 7・7・102号 大谷スマートインターチェンジ側道 2号線 7・7・103号 大谷スマートインターチェンジ側道 3号線 7・7・104号 大谷スマートインターチェンジ側道 4号線 7・7・105号 大谷スマートインターチェンジ側道 5号線 7・7・109号 中丸野沢線	別添4のとおり	

お知らせ

玉 中日 東日本高 土交通大 [本高速道路株 道 路株 式 式 会社 숲 社

づ 令 都 和三年三月三十 市 計 |年三月三十一日付で同都市計画事業の事業計画の変更の承認及び認可の告示があったので、都市計画法第六十六条の規定に基:|画事業の承認及び認可の告示がなされ、都市計画法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日付で東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線について、計画法第六十二条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日付で東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線について、 の とおりお知らせいたします。

申計画道路事業 型画事業の種類及びな 都名

市高速道路: 外 郭環

2 施行者の名称

土交通大臣

中日本高速道路株式会社東日本高速道路株式会社

3 務所の所在地

日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事工交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事 く環状国道事務 務 所 所

東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタ東京都練馬区高野台四丁目一番二三号東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号TEビル 七

エアタワー

七階

4 事 ·業地の所在 収用の部分

井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四並びに北野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ケ丘一丁東京都世田谷区宇奈根三丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁 丁練目 Ħ 馬並、医び五 Ħ 、五丁目及び六丁目地内区関町南一丁目並びに上石びに同都三鷹市新川一丁日五丁目、六丁目及び七丁日 石目神 目 並 エびに目給 井 南 町目 及 田 並 五丁 び び に四 石 目 İ

(2) 角の

三丁目及び四丁目並びに石神井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内関町南一丁目及び四丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井台一丁目、二丁目、二丁目、三丁目及び二丁目並びに持の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、丁目並びに仙川町二丁目並びに縁ケ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに大里並びに大里一丁目をび二丁目並びに大里一丁目をび二丁目並びに大里一丁目をび二丁目並びに大里一丁目をび二丁目並びに大里一丁目をび二丁目並びに大里一丁目をび二丁目並びに若葉町一東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同

5

平成二十六年三月二十八事業施行期間 日 5 令和十三年三月三十一日

ま 土 質 す 地 の の 平成二十六年三月二十八日(一部 ので留意してください。建物等を有償で譲渡する 変更、建築物 ·を有償で譲渡する場合には建築物や工作物の建設、移 は、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければならない等、都市計画法上の制限があり移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、区市長の許可が必要になります。また、の事業地においては平成二十七年六月二十六日)以後は事業地内の土地建物等について、土地の形

進 課、杉並区都市整備部管理課、武蔵野なお、この事業に関する関係図面は、 対蔵野市ま 5 お づ く り市 推計 進課及 ||区計画課 Rで縦覧がで 、り推進課、 で できます。、調布市街づくり事業 業課、 三鷹市ま ちづくり推

意そ ていますので参考にしてください。他ご不明な点や詳細については、左記 連 絡 先 ^ お t: ず ね < だ さ い。 ま た 用 地 補 償 等 i つ Ü 7 は、 左 記連絡 先 に パ ン J レ ッ ۲

(事業概要に関す , る場 合 中日本高速道路株式会社東京支社東京工東日本高速道路株式会社関東支社東京外国土交通省関東地方整備局東京外かく環 **工事事務所** 外環工事事務所 塚状国道事務所 電電話〇〇 = 0 - 〇 一 六 一 二 八 五 - 八 六 一 一 三 〇 五

(用地補償に関する場合) 中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 電話〇一二〇-電話〇一二〇一 Ī - 八 六 一 一 三 〇 五 - 八 六 一 一 三 〇 五 — 五 二 一 六 八五

お 知 ら せ

東日本高速道路株式会社

基 首 づ 都 都 き圏市 中計 次のとおりお知ら中央連絡道路についる らい第 せいたして、都市 ます。
- 計画事業の認可の告示があったので、都市計画法第六よ計画事業の認可の告示があったので、都市計画道路事業定により、令和三年七月六日付で狭山都市計画道路事業 都市計画法第六十六条の規定に都市計画道路事業 一・四・一号

1 狭 都 山市 都計 市画 計事 画 業 道の 路種 事類 業及 び — 名 ■称

四 一号首都圏中 央連絡道 路

2 東 施 日行 高の 速名道称

本者 路株 式 会 社

3 東事

埼日務 玉本所 県高の が 速道 路 た 路 た株式 岩槻区加倉二六〇会社関東支社さい たま工事事務所

4 事 業 地 の 所 在

埼₁ 玉 県 収 狭 用 山の 市部

大分 字笹井地内

な(2) 使 用 の 部 分

事 業 施 行 間 令 和 三年七月 六 日 S · 令 和 九 年三月三十 一日

5

等地移令 `建動和 都物の おお計画法・お客易では、二年七月六二 上でな日 の譲い以 制限がありたい物件の設置に物件の設置に まにや内

な お ٦ の 事 業 1= 関 する 関 係 义 面 は、 狭 Щ 市 都 市建設 部 都市 計 画 |課で 縦覧ができま

左そ 記の 記連絡先にパ の他ご不明な[・] ン点 用意していますので参考にしいては、左記連絡先へおたず してください。また、ねください。また、 用地補償等に つ L١ て は、

東電日話本 高 〇速 四道 八八八七 四会 九世 九六二〇 たま工事事務

お 知 ら せ

東日本高速道路株式会社

基二 至一づ号都 き高市 速計 次外画 ででは は できる できる できまる できまる できまる はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんし はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし はんしん り路十 おにニ 知つ条 らい第 せてー い、項 た都の し市規 認令 可和 の告示が あ十 っ三た日 の付 でで 、草 都加 市計画法第· 加都市計画道 18 六路 十事 - 六条の規定: I= •

1 草都 加市 都計 市画 計事 画業 道の 路種 事 類 業及 び — 名 • 称

Ξ 二号高速外 環 状 道

2 東 施 日行 本者 高の 速名道称

路株 式 会 社

3 東事

埼 日 務 玉本所 県高の さ速所 い道在 た路地 ま株 市式 岩会 視区加入

4 事 業 地 の 所 在

埼 1 玉) 県 収 八用 潮の 市部 大分

字 Л 條 地 内

埼 2

玉 県 使 草用 加の 市部 青分 柳 六 丁 目 及 び 埼 玉 県八 潮 市 大字 八 地 内

事 業 施 行 間 和 元 年 八 月 +Ξ 日 S 令 和 十三年三月三十 日

5

らた設令 な い土 移元 等 地 動 年 、建の八 都等易で 画有は日 法償な以 上でい後 の譲物は 制渡件事 限すの業がる設地 あ場置内 り合やの まに堆土 すは積地 の、を建 で留意して事前に買いた。 ていすい ください。いまや予定金額なりる場合は、市場の形を 等長質をのの 施許変 行可更者が、 者が に必建 届要築 けに物 出なや なりエ けま作 れす物 ば ° の なま建

画な 課お で 縦こ 覧の が 事 で業 きに ま関 すす ゚る 関 係 义 面 は 八 潮 市 都市デ ザ 1 ン部都 市 計 画 課 及 び 草 加 市 都 市 整 備 部 都 市 計

左そ 記の 連絡先 に明 パな ン点 フや レ詳 ツ細 トに をつ 用い 意て しは している。左 ま記 す連 の絡 で先 参考 たずし してください。れください。 ま た、 用 地 補 償等 に つ い て は、

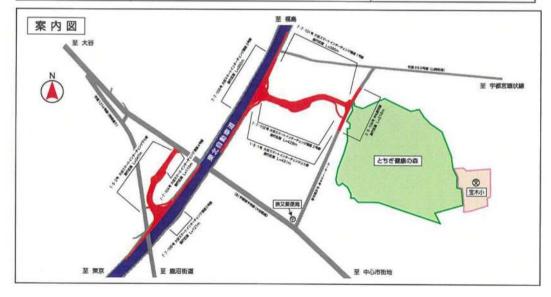
東 電 日 話本高 〇速 四道 八八八七 七四九)九六二〇八会社関東支社さ! い たま工事事務 所

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を以下の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1. 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
宇都宮市 東日本高速道路株式会社	宇都宮都市計画道路事業 1・5・1号 大谷スマートインターチェンジ上り線 1・5・2号 大谷スマートインターチェンジ下り線 7・7・101号 大谷スマートインターチェンジ側道 1号線 7・7・102号 大谷スマートインターチェンジ側道 2号線 7・7・103号 大谷スマートインターチェンジ側道 3号線 7・7・104号 大谷スマートインターチェンジ側道 5号線 3・5・109号 中丸野沢線	栃木県宇都宮市宝木町二丁目宇山崎 並びに駒生町宇松原、字三斗蒔及び 宇中道地内



2. 土地建物等の有償譲渡について

- (1) 令和元年9月6日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は次の事項を施行者に届けなければなりません。
 - (イ) 当該土地建物等
 - (ロ) その予定対価の額 (予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
 - (ハ)その他事項(提出書の提出先は、宇都宮市建設部道路建設課)
- (2) (1)の提出物を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買い取る 旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で 施行者と売買が成立したものとみなされます。
- (3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を 譲り渡しできません。
- (4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。
- 3. この事業の補償等については、土地収用法が適用されます。 下記連絡先にパンフレットを用意していますので参考にしてください。
- 4. この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市建設部 道路建設課 TEL 028-632-2501 (事業、工事について)

建設用地室 TEL 028-632-2507 (用地取得、補償等について)

令和元年 9月 25日 宇都宮市告示 第 332号 宇都宮市長